

長期優良住宅化リフォーム推進事業 活用事例

■ 本事業の補助対象工事

評価基準に基づく「①特定性能向上工事費」と、①以外の性能向上を伴う「②その他性能向上工事費」が主な補助対象。ただし、「②その他性能向上工事費」は「①特定性能向上工事費」を限度とする。

① 特定性能向上工事

以下の性能項目の基準を満たすための性能向上工事

- a.劣化対策 b.耐震性
 - c.維持管理・更新の容易性
 - d.省エネルギー対策
 - e.高齢者等対策※ f. 可変性※
- ※共同住宅のみ

② その他性能向上工事

① 以外の性能向上工事

- ・インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事
- ・外壁、屋根の改修工事
- ・バリアフリー工事
- ・一定水準に達しないc～fの性能向上に係る工事 等

ただし、①の工事費を限度

④ その他の工事

- ・単なる設備交換
- ・内装工事
- ・増築工事
- ・意匠上の工事

補助対象外

③ 三世帯同居対応改修工事費用、インスペクション費用、維持保全計画作成費用等

- ➡ 補助率：上記に要する費用の1/3
- ・補助限度額：100万円/戸（長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合は200万円/戸 など）

■ 本事業の活用事例

戸建住宅	特定性能向上工事	+	その他性能向上工事
事例①	劣化対策 外壁通気構造化、点検口の設置 耐震性 防湿コンクリートの設置 筋かい・構造用合板の設置等	+	断熱材の設置※、サッシ交換※ ※省エネ基準A基準未満のため、 その他性能向上工事に該当
事例②	劣化対策 木造住宅の浴室ユニットバス化、 防蟻・防腐処理	+	浴室のバリアフリー化、 高断熱浴槽設置
事例③	劣化対策 防蟻・防腐処理、土台の交換、 木造住宅の浴室ユニットバス化 耐震性 筋かいの設置、金物補強 省エネ性 断熱材設置、LOW-Eガラス導入 維持管理 配管点検口の設置	+	塗装工事、屋根改修工事、 バルコニー防水工事
事例④	省エネ性 内窓の設置、高効率給湯器設置	+	外壁塗装、コーキング打ち替え



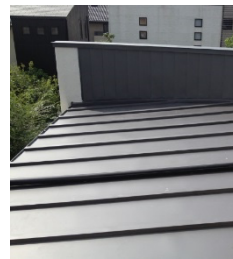
筋かい設置



防蟻・防腐処理



ガラス交換



屋根改修工事



バルコニー防水工事

共同住宅 (共用部分)

特定性能向上工事

その他性能向上工事

事例①

省エネ性 断熱材設置、ペアガラス化



給水管更新工事

事例②

維持管理 排水管更新工事



給水管更新工事

※共同住宅等共用部分については補助金交付申請の事例とする。